

平成21年度

個人情報取扱事務に関する実地検査

報告書

平成22年 5 月

横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会

目 次

報 告 書	1
1 実地検査の概要	2
2 検査の結果	4
3 まとめ	9
資 料	
平成21年度市立学校現況	11
学校現場状況統計調査	11
横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会設置運営要綱	13
横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会委員名簿	15

平成22年 5 月 7 日

横浜市長 林 文子 様

横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会
委員長 森谷 亘暉

横浜市が行う個人情報取扱事務について、横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会設置運営要綱第 6 条第 2 号の規定に基づき実地検査を行ったので、以下のとおり報告します。

1 実地検査の概要

(1) 実地検査の対象

主にパソコンを利用した成績処理関係事務（教育委員会事務局）

（選定の理由）

平成21年度個人情報取扱事務に関する実地検査は、

- ・児童生徒の成績等の大量の個人情報を日常的に取り扱っていること。
- ・USBメモリスティックの紛失など類似した漏えい事故が多く発生していること。

等の理由から、パソコンを利用した成績処理関係事務を中心として、市立小学校、市立中学校、小中学校の一般的な指導を所管する教育委員会事務局小中学校教育課（*1）、小中学校のパソコン等の整備を所管する同局情報教育課（*1）を対象に実施することとした。

（*1）：平成22年4月1日付けで両課は指導企画課として統合。以下の記載については旧部署名で表記します。

(2) 検査日程

第1回：平成21年8月25日（火）

第2回：平成21年11月4日（水）

(3) 検査の場所

第1回：市立A学校及び市立B学校（*2）

第2回：市立C学校（*2）

（*2）：今回、小学校2校及び中学校1校の実地検査を行ったが、市立小中学校における成績処理事務の一般的な状況の確認を目的としており、個々の学校への指摘を前提としたものではない。このため、検査対象校名についてはA学校～C学校と表記している。

(4) 検査担当委員

第1回：森谷 宜暉（委員長）

高橋 良

半田 彰

藤森 立男

三上 雅之

渡邊 裕子

第2回：森谷 宜暉（委員長）

高橋 良

三上 雅之

渡邊 裕子

(5) 検査の方法

ア 教育委員会事務局小中学校教育課及び情報教育課

小中学校教育課及び情報教育課では、実際に成績処理関係事務を行うことがないため、事務室等を直接視察することはせず、市内の各小中学校に対する成績処理関係事務上の個人情報管理に

関する指導状況、パソコンの整備状況、成績処理事務の流れ等について説明を受けた。

イ 小中学校

教員から成績処理ソフトへの入力から指導要録等の作成に至る事務の流れについて説明を受けるとともに、成績データを保存するUSBメモリスティックの管理・保管状況等を実地に検査したほか、教員へのヒヤリングを行った。

ウ 学校現場状況統計調査

実地検査を補足するため、教育委員会事務局小中学校教育課に対し、学校現場における勤務状況を把握できる資料の提供を依頼したところ、各区の小中学校の教員（＊）に対する統計調査結果が提出されたので、内容を分析し、実地検査の補足資料とした。

＊各区の小中学校それぞれ1校（計36校）を選び、学校ごとにおおむね教員10名程度（約400人）を対象に実施。

(6) 検査の結果

今回の検査対象においては、個人情報取扱事務は概ね適正に行われていたが、一部に改善を要するもの等が見受けられた。また、個人情報を保護する仕組みとして評価できるものもあった。

検査の結果に関する本委員会としての意見は、次ページ以降に記載しているが、実地検査の対象ごとに、現状を改善する必要があると思われる事項を「改善を求めるもの」、他の職場においても参考となり得る取組を「評価するもの」として意見を述べている。評価意見でとりあげた取組については、業務の内容や職場環境等に合わせて応用するなどして、積極的に活用されたい。また、本委員会独自の視点で個人情報保護の推進に資すると思われる事項を「提案事項」として述べている。

なお、同要綱第7条では、市長は、市長以外の実施機関にかかわる本委員会の意見について、当該実施機関に伝え、必要な措置を行わせ、その結果を委員会に報告させるものとされていることを申し添える。

2 検査の結果

(1) 個人情報取扱事務の概況

< 総論 >

市内には、平成 21 年 5 月 1 日現在、小学校 346 校、中学校 145 校、合計 491 校の市立小中学校があり、教育委員会事務局の指導の下で成績処理関係事務が行われている。

今回、実地に検査したのは、約 500 校のうちの 3 校にすぎないため、検査結果がすべての小中学校の状況と一致するとは言えないが、学校現場状況統計調査の結果も併せて、市立小中学校の状況や、教育委員会事務局と各校との関係のあらましを把握することができたと思われる。

近年の急速な IT 化に伴い、小中学校における成績処理関係事務にもパソコンが導入されているが、教員 2 人に 1 台程度の配置となっている。教育委員会事務局では、セキュリティ確保のため、ハードディスクに個人情報を残さない、個人情報の持ち出しを原則として禁止するなどのルールを定め、各校への周知を図っている。

学校現場状況統計調査からも教員が授業だけでなく、勤務時間内は各種研究会、部活動の指導等に追われ、勤務時間外に成績処理を行うことが多い状況が見て取れる。学期末などに各教員が一斉に作業を行う場合、パソコン台数の不足による利用の順番待ちが生じることがある。データをハードディスクに保存することが禁止されているため、USB メモリスティック等の電子媒体に保存することとなり、データの安全性に問題が生じるとともに、処理の都度、電子媒体をパソコンに抜き差ししなければならないなど、作業効率の悪化にもつながっている。

また、情報セキュリティ責任者に対する十分な研修もないまま、現場に機器の管理が任されており、各校の担当者の知識レベルによって管理状況に大きな差が生じている。

これらのことから、成績処理関係事務におけるパソコンの導入が、学校現場の事務処理の効率性や教員の情報セキュリティに関する知識レベルを十分に考慮しないまま進められているという状況が見て取れる。

パソコン等の性能・機能が導入当初に比べ、著しく向上しているが、この変化にデータの取扱ルールや現場教員の知識・技術が追いついていないことにより、事務の非効率化、ひいては個人情報の漏えいリスクを生み出す結果となっている。

教育委員会事務局においては、最新の情報セキュリティ技術を念頭に置いた上で、学校現場の事務の効率性を考慮してルールの見直しを図る必要がある。単に機器を整備するだけでなく、適切な機器管理ができる人材の育成を同時に進め、どの学校においても最低限のセキュリティレベルが守られるようにすべきである。

なお、漏えい事故を防止するには、事務の持ち帰りを禁止することが有効であることは言うまでもないが、単に禁止するだけでなく、持ち帰らなくてもすむような体制の構築を念頭に置いて、改善策を講じるよう努められたい。

< 各論 >

ア 教育委員会事務局小中学校教育課

市立小中学校における教育活動に関する指導を所管しており、特に個人情報については、「横浜市立学校における個人情報の取扱いに関するガイド」をはじめとする各種資料を作成し、各区校長会等を通じて周知している。また、小中学校で個人情報の漏えい事故等が発生した際には、記者発表の対応をすると同時に、注意喚起の通知を出すなどして、再発防止を図っている。

イ 教育委員会事務局情報教育課

市立学校における成績処理用パソコン（校務パソコン）は情報教育課の一括管理ではなく、各校ごとの個別管理となっている。

学校管理職及び情報担当教員に対する情報化に向けた研修、教職員コンピュータ研修、校内LAN構築時の器材貸し出し等を実施している。

ウ 小中学校

(ア) 成績処理事務のパソコン環境

成績処理に使用するパソコンについてはインターネットに接続せず、校長室、職員室のみで完結するネットワークで運用している学校と校長室、職員室及び常時施錠の耐火書庫のみで完結するネットワークで運用している学校があった。

教員の人数分のパソコン台数は確保されていないため、パソコンを複数の教員で共有している。

(イ) 成績処理データの作成状況

市販の成績処理ソフトウェアを使用しているが、3校とも異なる会社の製品を採用していた。

小学校では、学級担任が成績処理用ソフトウェアを利用して、児童氏名、住所、電話番号、所見、評定等により構成される基礎データを作成し通知表などの帳票出力に利用している。

中学校では、学級担任が生徒氏名、住所、電話番号、所見等を入力し、各教科担任が教科ごとの評定部分を入力する。それぞれの情報を一体化して学校としての基礎データを作成し、通知表などの帳票出力に利用している。

(ウ) 成績処理データへのアクセス制限

校長は全情報、学級担任は担当クラス分のみ、教科担任は受け持ちクラス分のみというように役職に応じてデータへのアクセス制限を設定している学校と、アクセス制限を設定していない学校があった。また、作成された成績処理データを専用の形式で保存し、当該ソフトウェアが導入されたパソコン以外では閲覧・更新ができないよう漏えい防止に配慮している学校もあった。

(エ) 成績処理データの保存方法

データを元に紙の帳票として出力されたものは耐火金庫に保管されていた。

成績処理データについては、USBメモリスティックに保存している学校と、常時施錠の耐火書庫に設置されたネットワークハードディスクに保存している学校があった。

(オ) USBメモリスティックの使用状況

使用後のUSBメモリスティックは施錠可能な金庫に保管されていた。また、個人を特定できる情報を取り除いた基礎データの受け渡しのみでUSBメモリスティックを使用し安全性を高めている学校、ウイルス対策機能、自動暗号化機能、パスワードロック機能を備えた製品を一括購入して導入している学校もあった。

(カ) その他

現行のシステムでは、通知表を出力することはできるが、指導要録、出席簿等については手書きで作成することとなっている。このため、児童生徒氏名、出席状況等を何度も転記しなければならず、事務が煩雑になっている。

この問題を解決するため、パイオニアスクールよこはま(以下「PSY」という。)事業の一環として、教科の評定に関するデータだけでなく、出席状況等についてもハードディスクで一元管理し、必要な帳票を出力できるシステムを構築し、実用化に向けて調整中の学校があった。また、個人情報保護委員会(仮称)を設置することにより、組織的な対応を図ろうとしている学校もあった。

< 検査結果について >

検査結果については、検査対象ごとに「改善を求めるもの」「評価するもの」「提案事項」に分類して意見を述べることにした。

個人情報の漏えい等の事故を防止するためには、現場で短期間に改善するだけでなく、必要な予算措置を含め、教育委員会事務局全体で対応していかなければならないことが多い。

学校を指導する立場にある教育委員会事務局においては、以下に述べる意見を参考に教員の業務実態を踏まえた個人情報保護体制の確立に向けた取組を進められたい。

(2) 意見(改善を求めるもの)

ア 小中学校教育課・情報教育課

(ア) IT環境整備に関する支援【小中学校教育課・情報教育課】

パソコン及びネットワークの整備については、十分なシステム管理研修等がされないまま、現場教員の自助努力に頼る面が多く、学校によって管理状況に差が生じる原因となっている。

単にパソコンを配付するだけでなく、パソコンやネットワークの管理ができる人材を育てなければ、適切な情報管理をすることはできない。システム管理研修の充実、学校サポートデスクの強化等により、管理レベルを底上げする必要がある。

(イ) データ保存ルールの見直し【小中学校教育課】

個人情報に関するデータはハードディスクに保存しない、というルールが存在するために、データをUSBメモリスティックなどの媒体に保存する必要性が生じ、事務の煩雑さやデータの紛失・盗難を招く結果となっている。

成績処理事務の電算化当時に、作られたルールと思われるが、現在のIT技術を踏まえ、事務の効率化とデータの安全性を考えた新しいルールに作り直すべきである。昨今の技術の進歩には目覚ましいものがあり、短期間のうちにルールと実態が合わなくなることも想定されるため、データ保存ルールについては、常に見直しを図るべきである。

(ウ) 定期的な自主点検の実施【小中学校教育課】

「横浜市立学校における個人情報の取扱いに関するガイド」では、一般的な個人情報の取扱ルールは定められているが、誰が、どのようなタイミングで、何をチェックするか、というような具体的なものが示されていない。

管理者用だけでなく、一般教員用にも定期的に取り扱状況をチェックできるリストを作成・

配付し、点検を実施すべきである。なお、チェックリスト作成の際は、学校現場との意見交換を行い、実態に合ったチェックリストとなるよう留意されたい。

イ 小中学校

(ア) パソコン本体への成績関係データ保存【A学校】

パソコン本体には成績関係データを保存しない、というルールがあるにもかかわらず、データが残されているパソコンがあった。現行のルール上、データは早急に削除すべきである。ただし、事務の効率化と個人情報保護の観点から考えると、USBメモリスティックを用いてデータを移動・保存するよりも、サーバ等にデータを保存・運用するほうが望ましい。可能であれば、ルールそのものの見直しと周知徹底を図ることにより、適切な形でデータが保存されるようにすべきである。

(イ) USB管理簿への項目追加【C学校】

USBメモリスティックの管理は出勤管理札と連動させ、持ち出し状況を職員全員が容易に視認できる等良く工夫された運用ルールとなっている。この点は評価できるものの、さらに個人情報保護を強化するため、USBメモリスティック管理簿のチェック項目に「作業後のデータ削除実施」を追加するよう求めたい。

(3) 意見（評価するもの）

ア パスワードの漏えい防止【A学校】

パスワードは毎年更新とし、メモ等書き留めることを禁止している。失念した場合も再通知せず新規発行するなど、パスワード漏えい防止を徹底している。

イ 情報管理に関する組織的な対応【B学校】

各学年から1名ずつ教員を出して情報管理部会を立ち上げ、組織的な対応を図っている。また、夏休み中に全教員に対する4日間の集中研修を実施するなど充実した内容で行われている。このことにより、教員全体の情報管理に対する意識が高まり、さまざまな改善策を前向きに取り入れようとする組織風土が醸成されている。

ウ より多くの帳票を電算処理（パソコン処理）可能な新システム【B学校】

PSY事業の一環として検討中の新システムでは、教科の評定に関するデータだけでなく出席状況や保健情報等についてもパソコンで一元管理ができる。これにより、同じ情報を何度も転記することによる転記ミスを防ぐことができる。また、作業効率の向上が見込めるため、事務の持ち帰りの減少にも寄与し、結果として個人情報漏えいリスクを大きく低減するものとして、評価できる。

エ セキュリティ意識の高い施策【B学校、C学校】

ハード面では、専用の形式でデータを扱う成績処理ソフトウェアを採用するとともに、USBメモリスティックはウイルス対策・暗号化機能等が装備された製品を使用し、漏えい対策に配慮している。ソフト面ではUSBメモリスティックの運用についても工夫がなされ、平易な手順で効果のあるルールを策定している。また、USBメモリスティックでやり取りするデータは個人

情報を取り除いた状態で扱い、データ消去の点検者を規定する等個人情報保護を考慮した運用を行っている。

(4) 提案事項

ア 小中学校教育課・情報教育課

(ア) 情報管理のリーダー養成研修【小中学校教育課・情報教育課】

情報機器の整備が進んでも、最終的にはそれを使う教員全員の意識・技術が高まらなければ、適切な情報管理はできない。教員全員の意識・技術の向上を図る上で中心となる教員の養成が重要になる。そこで、各校に配置している情報担当教員を、更に情報管理に関する指導・啓発を行える人材として育成するためのリーダー養成研修を実施することを提案する。

既存の枠組みでの研修を活用しつつ、内容の見直し、不足部分に対する派遣研修等を行い、それぞれの教員レベルに対応する充実した研修の実施を検討されたい。

(イ) 理想的な制度の導入【小中学校教育課・情報教育課】

(3)イ、ウで評価するものとして取り上げた、情報管理部会やより多くの帳票を電算処理できる新システムについては、教員の意識向上や情報の安全管理のために、非常に有効な手段だと考えられる。条件が整った学校から順次制度を導入していくことについて検討することを提案する。

(ウ) 成績処理ソフトの統一化【小中学校教育課・情報教育課】

今回3校の実地検査を行ったが、それぞれが別会社の成績処理ソフトを導入し電算化を行っており、ソフトによってアクセス制限やファイルの暗号化などのセキュリティレベルに差が見られた。各校で一定のセキュリティレベルを保つためには、市として統一仕様を策定することが望ましいと考える。多数の学校が存在する横浜市での一斉展開は難しいかもしれないが、試験的な先行導入評価または複数システムの並行評価等の手法を勘案し、セキュリティ機能が高く、使い勝手がよい統一システムの導入を検討されたい。

イ 小中学校

(ア) パソコンの盗難防止策【A学校】

成績処理用のパソコンを複数の教員で共用しているため、処理する教員の机にパソコンを移動させる必要が生じるとのことで、セキュリティワイヤーで固定されていない。

現行制度上、パソコン本体に成績関係データを保存しないルールになっているとのことだが、実際には前述(2)イ(ア)のようにデータが残るおそれもあることから、パソコンの台数が増加した際には、セキュリティワイヤーで固定することが望ましい。

(イ) 耐火書庫の窓【B学校】

指導要録等の紙ベースの帳票は、耐火書庫に保管することとされているが、ガラス窓のある部屋が書庫として使用されていた。耐火性と防犯性に問題があるので、校舎改修などにあわせて、窓がない書庫に変更することが望ましい。

(ウ) 成績関係データのアクセス制限【C学校】

成績処理ソフトウェアは起動時にID・パスワードを必要とするが、ログイン後はデータに対する権限が設定されていないため、どの教員もすべての児童のデータにアクセスできる状態となっている。小規模校のため、一人の教員が兼務する業務範囲が広く、担任外の児童情報にもアクセスする必要性が高いとのことだが、必要な情報の範囲について見直し、可能であればアクセス制限をかけることが望ましい。

3 まとめ

今回の実地検査については、学校現場の現状確認だけでなく、漏えい事故発生の背景にまで踏み込んで改善策・防止策を提示できるよう1年を通じて実施することとした。また491校中3校のみの実地検査では全体状況を把握したとはいいがたい部分もあるため、教育委員会事務局から入手した学校現場状況統計調査の結果も参考にした。

実地検査の結果と学校現場状況統計調査のデータから、多くの学校において、「勤務時間（8時15分～16時30分等）」のうち、大半は授業に費やされ、残りの時間についても児童生徒の見送り、職員会議、職員研修、生徒指導等を優先的に処理する必要があるため、それらの業務が終了した後に教員の「個人作業」である成績処理事務を行うという状況にあると推察される。

このように、物理的に「勤務時間内」に成績処理事務を行えない状況の常態化が、職員室での作業よりも集中して連続作業が可能な自宅作業や休日作業を選択する背景にあるのではないかと思われる。勤務時間外の作業が前提となるため、作業場所、作業時間が個人の裁量に委ねられる傾向が強くなり、管理された領域から個人情報を持ち出すことに対する「漏えいリスク」意識の育成を妨げている可能性がある。

実地検査対象校の一つでは、校長以下教員の協力のもと「成績処理事務を優先する日」を設定し、勤務時間内に成績処理事務ができるよう工夫していた。持ち帰り防止策の一つとして評価できるので、ぜひ参考にされたい。

資 料

【資料 1】

<平成21年度市立学校現況（学校数・学級数・教員数・本務職員数）>

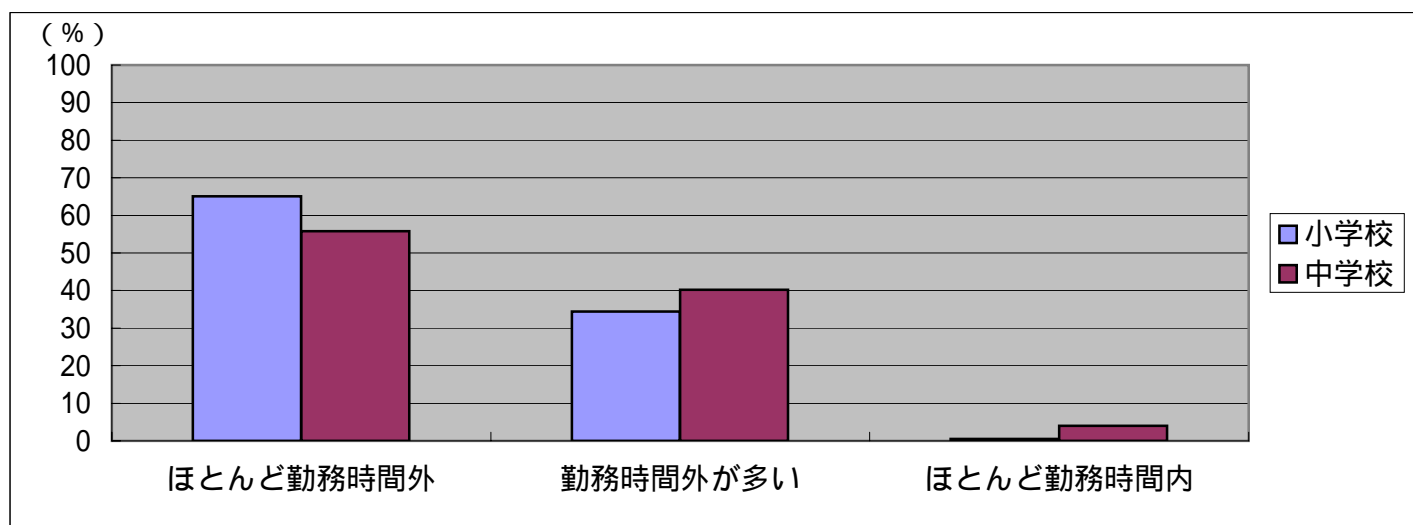
（平成21年5月1日現在）

学校種別	学校数	学級数	在学者数			教員数		本務職員数
			計	男	女	本務者	兼務者	
小学校	346	6,744	193,390	99,152	94,238	9,548	741	1,662
中学校	145	2,423	76,260	39,751	36,509	4,600	450	389

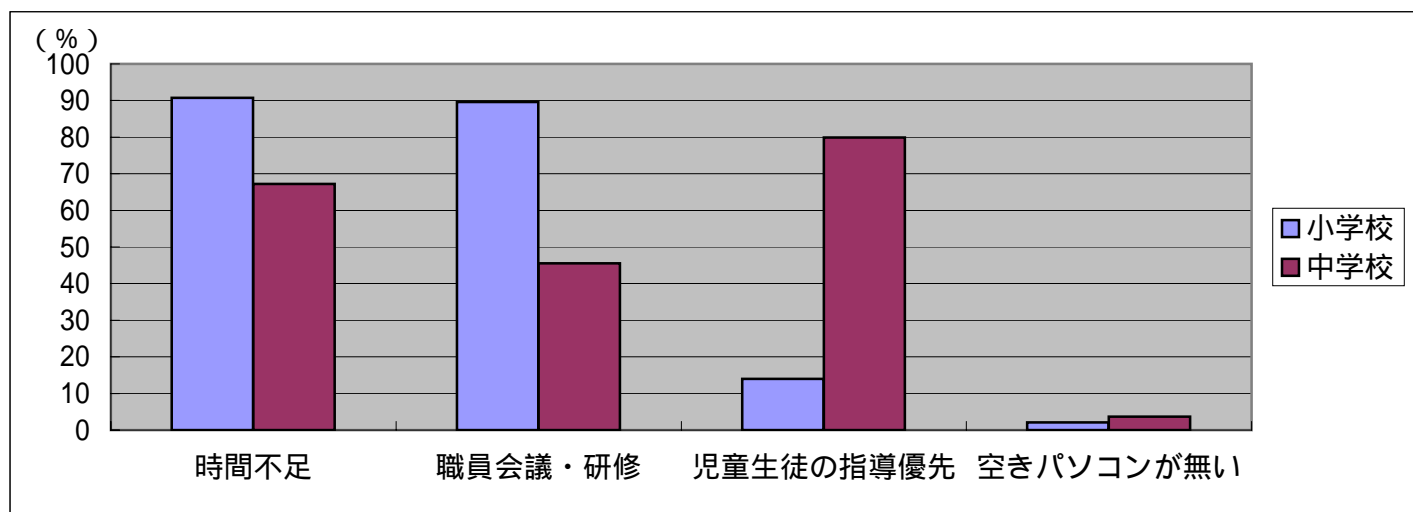
【資料 2】

<学校現場状況統計調査（横浜市内の小中学校36校約400人の教員に対する調査結果）>

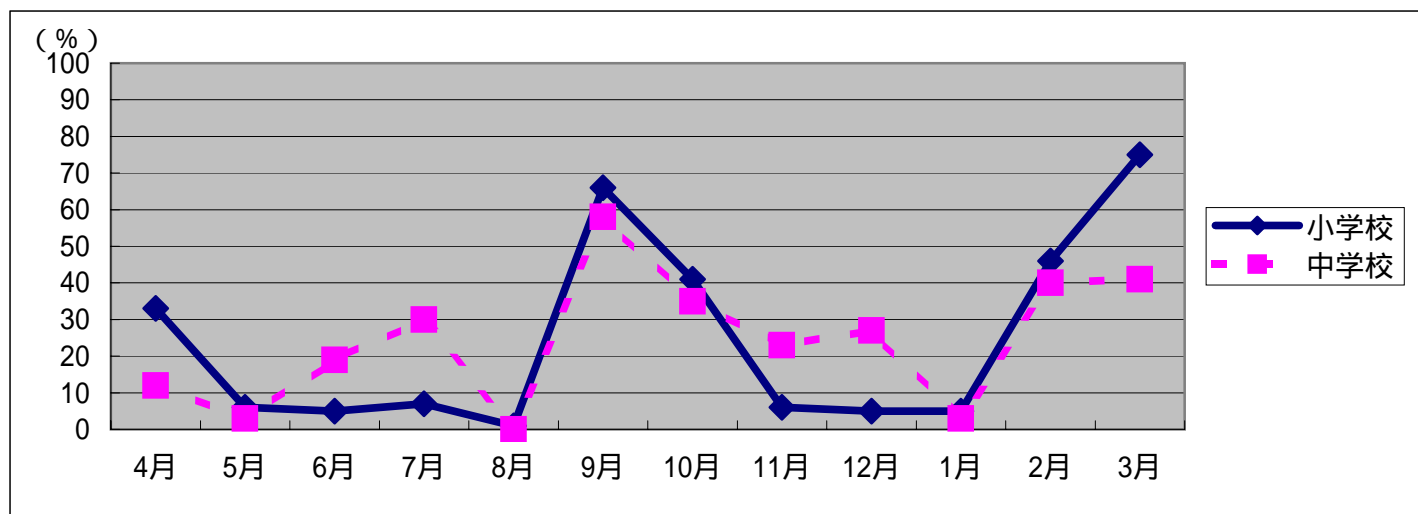
グラフ 1 設問：成績処理事務は主にどの時間帯で行うか？（主な理由 1 つを選択）



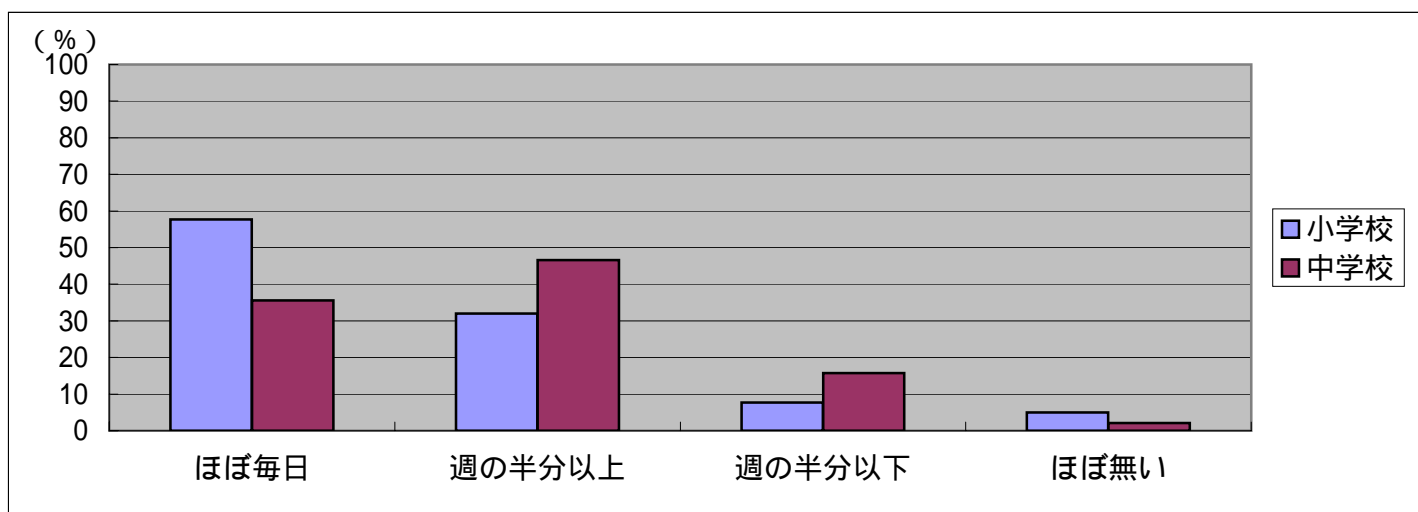
グラフ 2 設問：勤務時間外に成績処理事務を行う主な理由は何か？（主な理由 2 つを選択）



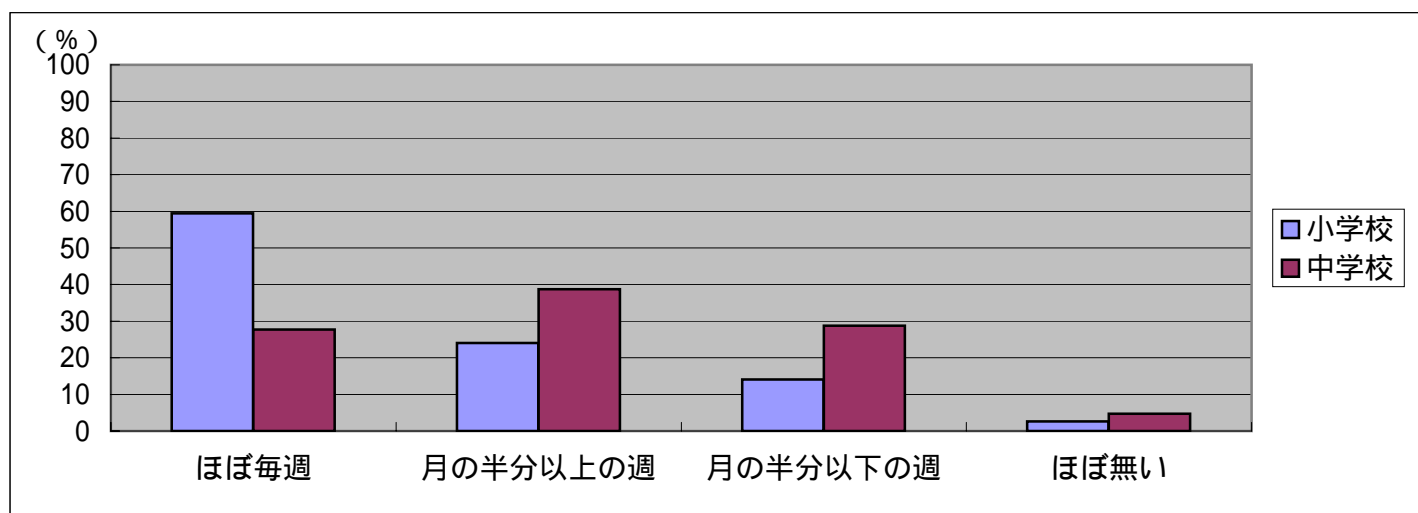
グラフ3 設問：成績処理事務を勤務時間内に行えないことが多い時期は？（上位3つを選択）



グラフ4 設問：平日の勤務時間外に成績処理事務を行う頻度は？（グラフ3で選択した上位3つの時期における値）



グラフ5 設問：休日に成績処理事務を行う頻度は？（グラフ3で選択した上位3つの時期における値）



横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会設置運営要綱

制定 平成17年9月29日

改正 平成22年4月1日

(設置)

第1条 横浜市が保有する個人情報の取扱い等について検査・評価することにより、個人情報の適正な取扱いを確保し、個人情報保護の推進に資するため、横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会)

第2条 委員会の委員は、地方自治並びに情報管理及び個人情報の保護に関し学識経験又は実務経験を有する者のうちから、市長が任命する。

2 委員会は、委員6人以内をもって組織する。

3 委員会の委員は、地方公務員法第3条第3項第2号に規定する非常勤特別職職員とする。

(任期)

第3条 委員の任期は2年以内とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員会の業務)

第6条 委員会は、第1条の目的を達するため、次の業務を行う。

(1) 検査基準の策定

(2) 実施機関（横浜市個人情報の保護に関する条例第2条に規定する実施機関をいう。以下同じ。）が行う個人情報取扱事務に関する定期の実地検査

(3) 実施機関が個人情報を不適切に取り扱っているとき、又はそのおそれがあるときの随時の実地検査

(4) その他実施機関における個人情報の適正な取扱いの推進に資するため、委員会が必要と認める業務

(意見及び措置)

第7条 委員会は、前条第2号及び第3号の实地検査の結果について、市長に意見を述べることができる。

2 市長は、前項の意見に対し必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、前項の措置結果を委員会に報告するものとする。

4 市長は、市長以外の実施機関にかかわる第1項の意見について当該実施機関に伝え、第2項の措置を当該実施機関に行わせ、及び第3項の報告を当該実施機関から受け委員会に報告するものとする。

5 委員会は、第1項、第3項及び第4項の意見及び措置結果について、横浜市個人情報保護審議会に報告するものとする。

(秘密を守る義務)

第8条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、市民局総務部市民情報室に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めのない事項については、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会 委員名簿（実地検査時点）

（委員は50音順）

職	氏名	職歴・専門分野等	備考
委員長	もりや 森谷 よしてる 宜暉	産業能率大学名誉教授（経営情報論）	
委員 委員長 職務代理者	たかはし 高橋 りょう 良	横浜弁護士会会員（情報問題対策委員会委員長） 高橋良法律事務所	
委員	はんた 半田 あきら 彰	株式会社横浜銀行 コンプライアンス統括部顧客情報管理室長	
委員	ふじもり 藤森 たつお 立男	横浜国立大学大学院 国際社会科学研究科教授（産業心理学）	平成21年9月30日付退任。 第1回実地検査のみ参加。
委員	みかみ 三上 まさゆき 雅之	元東京都監査事務局次長（特別監査室長）	
委員	わたなべ 渡邊 ゆうこ 裕子	駿河台大学経済学部准教授（障害福祉論）	平成22年3月31日付退任。

横浜市個人情報保護審議会委員との兼任